

## 入塾約款

### (契約の成立)

第1条 あずかり塾と塾ごはん入塾申込者(以下甲という)は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、あずかり塾と塾ごはん(以下乙という)に対して入塾の申込みを行い、乙はこれを承諾します。また、あずかり塾と塾ごはんは一般社団法人STUDYLANDの事業で、あずかり塾と塾ごはんは屋号とし、振込先名や領収書名は一般社団法人STUDYLANDとします。

### (役務の提供及び対価の支払)

第2条 役務の提供及び対価の支払いについては、以下の通りとします。

乙は甲に対し、乙の定める学習指導形態の学習指導科目の中から甲が選択した表記契約書記載の内容の役務を提供します。

甲は、入塾時納入金、継続時納入金、その他表記契約書記載の金額を、表記申込書の定める方法により、乙の指定する期日まで支払うこととします。

### (学習指導の形態)

第3条 契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。

グループ指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。

電話指導とは、甲から乙に所定時間に電話をかけ、一人の講師が一人の生徒に対して電話で指導するものとします。

FAX指導とは、甲から乙または乙から甲にFAXを送り、一人の講師が一人の生徒に対してFAXで指導するものとします。

メール指導とは、甲から乙または乙から甲にメールを送り、一人の講師が一人の生徒に対してメールで指導するものとします。

宿泊指導とは、所定の部屋で所定の指導時間外に、一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。

食事とは、乙は甲からの申し出により食事を提供し、別途料金が発生するものとします。また、食事においては所定の規約に基づくものとします。

おやつとは、乙は甲からの申し出によりおやつを提供し、別途料金が発生するものとします。また、おやつにおいては所定の規約に基づくものとします。

宿泊とは、乙は甲からの申し出により宿泊を提供し、別途料金が発生するものとします。また、宿泊においては所定の規約に基づくものとします。

### (学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した入塾日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

### (学習指導の実施場所)

第5条 乙は表記契約書記載の場所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

### (学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導の期間は契約書に記載された期間とします。契約更新の場合および契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認の為、更新にかかる合意書もしくは新たな契約書を作成し、本契約はその時点で破棄されるものとします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

### (学習指導の日程・時間)

第7条 学習指導の日程・時間は契約書に記載された日程・時間とします。但し、延長や長期預かりについては別途申込によるものとします。

### (関連商品)

第8条 学習指導に付随して必要となる関連商品(教材・書籍・CD・DVD等)の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

### (入塾申込み後のクーリングオフ等)

第9条 本契約書の交付の日から起算して8日を経過する日までの間、書面による意思表示により、契約を解除することができます。

2 前項の場合、契約の解除日は甲が書面を発送した日となります。

3 第1項による解除があった場合、甲は乙に支払った全ての金員の返還を受けることができ、教材等の引き取り等にかかる費用は全て乙の負担とします。ただし、甲が教材等を通常の用法以外の方法で用い、これを汚損・毀損等している場合は、教材等の引き取りおよび返金はありません。

### (中途解約)

第10条 前条に記載のクーリングオフ期間経過後に契約の解除をする場合は、甲は乙に前月19日までにその旨を通知するものとします。

20日以降の申し出は、次月の扱いとします。

2 解約金は、1か月の月謝相当額とし、乙の事情変更による中途解約の場合は解約金が発生しないものとします。

3 第1項による解除があった場合、すでに購入した教材等については、完全な未使用のものに限り、乙はこれを引き取り・返金をするものとします。

4 前各号に関する返還金のある場合は、乙は甲の指定する方法により、速やかにこれを甲に返還するものとします。

### (損害賠償請求)

第11条 契約書記載の損害賠償請求については、以下の通りとします。

2 甲は、乙の施設内およびその業務に関する事で、乙の人・物等について損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償するものとする。

3 乙は、その施設内および業務に関する事で、甲の人・物等について損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償するものとする。

### (強制退塾)

第12条 乙は、甲に下記の事由が生じている場合には、強制退塾の措置をとることがあります。

当塾において、通塾継続が著しく難しいと判断される場合

生徒の心身状態が著しく不安定で、当塾での適切なサービスの提供の範囲を超えると判断される場合

保護者が当約款に定める費用を1か月以上滞納し、その支払を催促したにも関わらず支払われない場合

保護者もしくは生徒が、当塾または当塾の職員や他の生徒・保護者に対し、通塾困難となる背信行為または反社会的行動を行った場合

その他、やむを得ない事由が生じた場合

### (入塾後の免責事項)

第13条 入塾後の責任の所在については、以下の通りとします。

1 生徒同士のトラブル、他の保護者とのトラブル、通塾中のトラブル、自然災害によるトラブルについて、乙に責任は発生しないものとします。

2 当塾で提供する食事等に関し、予め甲が申し出をした以外のアレルギー食物が入っていたことによるアレルギー症状の発症があった場合、乙に責任は発生しないものとします。

3 甲や乙のインフルエンザや感染症については、学校保健安全法施行規則第三章に基づき対処・対応するものとします。但し、学習指導の日程・日時の振り替えについては、乙の事情による場合はその都度話し合いで決めることとします。

### (個人情報保護)

第14条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。また、甲は本契約に際してや入塾後に、甲が知り得た情報に関して、甲と乙以外の第三者への提供はしないものとします。

### (紛争の解決)

第15条 紛争の解決については、以下の通りとします。

1 本契約に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

上記の入塾約款を読み、内容を理解しました。

印